イノベーション実用化開発費助成金交付規程

(研究底支え型助成事業)

平成21年6月22日 平成21年度規程第5号

(目的)

第1条 この規程は、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法(平成14年法律第145号。以下「機構法」という。)第15条第1項第3号の規定に基づき、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構(以下「機構」という。)が行うイノベーション実用化開発費助成金(研究底支え型助成事業)(以下「助成金」という。)の交付業務の手続き等を定め、もってその業務の適正な処理を図ることを目的とする。

(適用)

第2条 機構が行う助成金の交付は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)、機構法、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令(平成15年経済産業省令第120号)及び独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構新エネルギー・産業技術業務方法書(15度新エネ総第1001004号)に定められるものによるほか、この規程の定めるところによる。

(定義)

- 第3条 この規程で「助成事業」とは、助成金の対象となった産業技術の実用化に資する研究開発(以下「研究開発」という。)を行う事業をいう。
- 2 この規程で「助成事業者」とは、助成事業を実施する者をいう。

(交付の対象)

第4条 機構は、研究開発を行う者に対し、当該研究開発に必要な費用の一部を助成 する。

(交付に係る選定の基準)

- 第5条 機構は、助成事業者の選定に当たっては、次に掲げる事項を基準として行う。
- 一 助成事業を的確に遂行するに足る技術的能力を有すること。
- 二 助成事業を的確に遂行するのに必要な費用のうち、自己負担分の調達に関し十分 な財務的基礎を有すること。
- 三 助成事業に係る経理その他の事務について的確な管理体制及び処理能力を有すること。
- 四 当該助成事業者が遂行する助成事業が、別途定める技術開発課題を達成するため に十分に有効な研究開発を行うものであること。

(助成対象費用等)

- 第6条 機構が行う助成対象費用は、第4条に規定する研究開発に必要な費用のうち、 別紙に掲げるものの範囲とする。
- 2 助成金の額は、別途定める限度額以内とする。
- 3 助成事業の期間が機構の会計年度を超える交付(以下「複数年度交付決定」という。)の場合は、機構の会計年度毎に助成金の額の上限(以下「年度限度額」という。)を定める。

(交付の申請)

- 第7条 機構は、助成金の交付の申請をしようとする者(以下「申請者」という。) に対し、様式第1による交付申請書(以下「交付申請書」という。)を機構が別途 定める期日までに提出させるものとする。
- 2 機構は、申請者が前項の助成金の交付の申請をするに当たって、当該助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(助成対象費用に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。)を減額して行わせるものとする。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付の決定等)

- 第8条 機構は、前条の規定による交付申請書の提出があったときは、その内容について審査を行うものとする。
- 2 機構は、前項の審査の結果、助成金を交付すべきものと認めたときは、様式第 2 による交付決定通知書により申請者に通知するものとする。
- 3 前項の場合において、機構は、助成金の適正な交付を行うために必要があるときは、助成金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて助成金の交付の決定をすることができるものとする。
- 4 機構は、第2項又は前項による交付の決定を行うに当たっては、前条第2項により助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めたときは、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して行うものとする。
- 5 機構は、前条第2項ただし書による交付の申請がなされたものについては、助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、助成金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。
- 6 機構は、助成金の交付が適当でないと認めるときは、その旨を申請者に通知するものとする。

(交付に当たっての条件)

第9条 機構は、助成金の交付を決定する場合において、次に掲げる事項につき条件

を付するものとする。

- 一 助成事業者は、助成金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に従い、善良 な管理者の注意をもって助成事業を行うべきこと。
- 二 助成事業者は、助成事業の内容の変更(軽微なものを除く。)をしようとする ときは、あらかじめ機構の承認を受けるべきこと。
- 三 助成事業者は、助成事業を中止し、又は廃止しようとするときは、機構の承認 を受けるべきこと。
- 四 助成事業者は、助成事業を遂行するための契約をするときは、助成事業の運営 上一般競争入札によることが著しく困難又は不適当である場合を除き、一般競争 入札によるべきこと。
- 五 助成事業者は、助成事業の一部を学術機関等と共同して実施しようとする場合 は、実施に関する契約を締結すべきこと。
- 六 助成事業者は、助成事業の経理について助成事業以外の経理と明確に区分し、 その収支の状況を会計帳簿によって明らかにしておくとともに、その会計帳簿及 び収支に関する証拠書類を助成事業の完了した日(助成事業の廃止の承認を受け たときは、その承認のあった日)の属する会計年度の終了後5年間保存しておく べきこと。
- 七 助成事業者は、助成事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は助成事業の遂行が困難となった場合においては、様式第3による事故報告書を速やかに機構に提出し、その指示を受けるべきこと。
- 八 助成事業者は、機構が必要と認めて指示したときは、助成事業の実施の状況に 関し、実施状況報告書を速やかに提出すべきこと。
- 九 助成事業者は、助成事業が完了したとき(第3号の中止・廃止の承認を受けた ときを含む。)は、完了の日(助成事業の中止・廃止の承認を受けたときは、そ の承認のあった日。以下同じ。)までに、又は助成事業が完了せずに機構の会計 年度が終了するときは、当該会計年度の末日までに様式第4による実績報告書を 機構に提出すべきこと。
- 十 助成事業者は、機構が、助成事業の適正な遂行に必要な範囲において報告を求め、又は実地調査を行おうとするときは、遅滞なくこれに応ずべきこと。
- 十一 助成事業者は、機構が助成事業に係る実績の報告等を受け、その報告等に係る助成事業の実績が助成金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に適合しないと認めたときは、機構の指示に従うべきこと。
- 十二 助成事業者は、機構が第17条第2項の規定により助成金の全部又は一部の 返還を請求したときは、機構が指定する期日までに返還すべきこと。
- 十三 助成事業者は、第17条第1項の規定により助成金の返還請求の通知を受けたときは、助成金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該助成金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額)につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を加えて返還すべきこと。
- 十四 助成事業者は、返還すべき助成金を期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を納付すべきこと。

- 一五 助成事業者は、助成金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に不服がある場合において、申請の取下げをしようとするときは、交付の決定の通知を受けた日から20日以内に、様式第5による交付申請取下げ届出書を機構に提出することにより行うべきこと。
- 一六 助成事業者は、機構が実施する助成事業の評価に協力し、かつ、その結果に 基づく機構の判断に従うべきこと。
- 一七 助成事業者は、この規程に規定する様式(様式第6—1、6—2、9及び1 3)の提出を、交付申請書に定める主任研究者に委任することができること。
- 一八 助成事業者は、当該助成事業の成果について、第三者への不正な流出を防止するため、従業員等との間で退職後の取決めを含めた秘密保持契約を締結するなど、必要な措置をとるよう努めるとともに、不正に第三者への成果の流出があった場合には、遅滞なく機構に報告し、不正行為者に対し法的措置を講じるなど、適切に対処すること。
- 一九 複数年度交付決定の場合、日本国政府の予算又は方針の変更等により本交付 決定内容の変更を行う必要が生じたときは、助成事業者は、機構の指示に従うべ きこと。
- 二十 助成事業者は、助成事業に従事した者が、助成事業に関して研究活動の不正 行為(研究成果の中に示されたデータや研究結果等をねつ造、改ざん及び盗用す る行為。以下、同じ。)を行った疑いがあると認められる場合は、調査を実施し、 その結果を文書で機構に報告すること。(この場合、助成事業者は、経済産業省 「研究活動の不正行為への対応に関する指針」(平成19年12月26日制定) に基づき調査を行うこと。)
- 二十一 助成事業者は、経済産業省「公的研究費の不正な使用等への対応に関する 指針」(平成20年12月3日制定)に基づき不正な使用等(研究資金の他の用 途への使用又は本規程の内容若しくはこれらに付した条件に違反して使用する 行為及び偽りその他不正の手段により研究資金を受給する行為。以下同じ。)の 十分な抑止機能を備えた体制整備等に努めること。
- 2 機構は、助成金の適正な交付を行うために必要があるときは、前項各号に定める 事項のほか、第8条第2項に規定する交付決定通知書において、別途条件を定める ことができる。

(申請の取下げ)

第10条 機構は、助成金の交付の決定の通知を受けた者から前条により付された条件のうち同条第1項第15号に基づき取下げの届け出があったときは、当該申請に係る助成金の交付の決定はなかったものとみなして措置するものとする(様式第5)。

(助成事業の内容の変更)

第11条 機構は、助成事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、様式第6— 1による計画変更承認申請書を提出させ、あらかじめ承認を受けさせるものとする。 ただし、次の各号のいずれにも該当しない軽微な変更については、様式第6—2 による計画変更届出書を提出させるものとする。

- 一 助成事業の実施方法等主要な内容を変更しようとするとき。
- 二 助成事業の期間を変更しようとするとき。
- 2 機構は、前項に基づく計画変更承認申請書を受理したときは、これを審査し、当該申請に係る変更の内容が適正であると認め、これを承認したときは、その旨を当該助成事業者に速やかに通知するものとする。
- 3 第8条及び第9条の規定は、前項の通知をする場合に準用する。

(助成事業の承継)

- 第12条 機構は、助成事業者について相続、法人の合併又は分割又は事業の譲渡等により助成事業を行う者が変更される場合において、その変更により事業を承継する者(以下、「承継事業者」という。)が当該助成事業を継続して実施しようとするときは、様式第7—1による承継承認申請書をあらかじめ機構に提出させ、承継事業者が助成金の交付に係る変更前の助成事業を行う者の地位を承継する旨の承認を行うことができる。
- 2 機構は、前項の承認をしたときは、その旨を、速やかに通知するものとする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、承継事業者が承継を予定する日までに設立されない場合は、機構は、助成事業者に様式第7—2による承継承認申請書をあらかじめ提出させるものとする。
- 4 機構は、前項の申請書を受理したときは、承継事業者が設立されたときに承継事業者に様式第7—1による承継承認申請書を提出させること等を条件に、承継事業者が助成金の交付に関する変更前の助成事業を行う者の地位を承継する旨の承認を行うことができる。

(助成金の額の確定)

- 第13条 機構は、助成事業が完了し、助成事業者から実績報告書を受理したときは、 その内容の審査及び必要に応じて行う実地調査等により、その報告に係る助成事業 の実績が助成金の交付の決定の内容及びこれに付された条件に適合すると認めた ときは、交付すべき助成金の額を確定し、様式第8による確定通知書によって当該 助成事業者に通知するものとする。
- 2 前項の助成金の確定額は、機構が交付の決定を行った助成金の額(当該交付決定が変更された場合には、変更後の額)と、前項の規定による実績報告書に記された 費用(ただし、別途定める限度額以内)とのいずれか低い額とする。

(助成金の支払)

- 第14条 機構は、前条の規定により交付すべき助成金の額を確定した後に、助成事業者に対し、様式14に基づき助成金を支払うものとする。ただし、必要があると認められる場合は、概算払をすることができる。
- 2 機構は、助成事業者が助成金の支払を請求しようとするときは、様式第9による 概算払請求書又は様式第10による精算払請求書を提出させるものとする。

(中止又は廃止の承認)

第15条 機構は、助成事業者がその責めに帰さない事由により当該助成事業の全部

又は一部を中止し、若しくは廃止しようとするときは、その承認を受けさせるもの とする。

- 2 機構は、助成事業者が前項の承認を受けようとするときは、様式第6—1に準じた中止(廃止)承認申請書をあらかじめ提出させ、これを審査し、当該申請に係る中止又は廃止がやむを得ないと認めてこれを承認したときは、速やかに当該助成事業者に通知するものとする。
- 3 第13条の規定は、機構が第1項の承認をした場合に準用する。

(交付決定の取消)

- 第16条 機構は、次の各号のいずれかに該当するときは、第8条の規定による交付 の決定の全部又は一部を取り消すことができる。
 - 一 助成事業者が、助成金を助成事業以外の用途に使用したとき。
 - 二 助成事業者が、第8条の規定により交付の決定の内容に違反したとき。
 - 三 助成事業者が、第9条の規定により付された条件に違反したとき。
 - 四 助成事業者が、その他法令等に違反したとき。
 - 五 助成事業者が、機構との助成事業等に関して不正又は虚偽の報告等をしたとき。
 - 六 助成事業に従事した者が、助成事業に関して研究活動の不正行為を行った者、 関与した者又は責任を負う者として認定されたとき。
 - 七 助成事業に従事した者が、助成事業に関して公的研究費の不正な使用等があったと認定されたとき。
- 2 前項の規定は、第13条の規定に基づく助成金の額の確定があった後においても 適用するものとする。
- 3 機構は、第1項に基づく取消をしたときは、速やかに助成事業者に通知するものとする。

(助成金の返還等)

- 第17条 機構は、前条の規定に基づき助成金の交付の決定を取消した場合において、 助成事業の当該取消しに係る部分に関し、既に助成金が支払われているときは、期 限を定めて、その返還を請求するものとする。
- 2 機構は、第13条第2項の規定に基づき額の確定をした場合(第15条第3項に おいて準用する場合を含む。)において、既にその額を超える助成金が交付されて いるときは、期限を定めて、その超える部分の助成金の返還を請求するものとする。
- 3 機構は、前2項に基づき助成金の返還を請求しようとするときは、次に掲げる事項を、速やかに助成事業者に通知するものとする。
 - 一 返還すべき助成金の額
 - ニ 加算金及び延滞金に関する事項
 - 三 納期日
- 4 機構は、第1項又は第2項の規定に基づき助成金の返還を請求したときは、様式 第11又は様式第12により報告させるものとする。
- 5 機構は、助成事業者が、返還すべき助成金を第3項第3号に規定する納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴収するものとする。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う助成金の返還)

- 第18条 助成事業者は、助成事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、様式第13により速やかに機構に報告しなければならない。
- 2 機構は、第8条第4項の規定による交付の決定をした場合であって、前項の報告 があったときは、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の 返還を請求するものとする。
- 3 前条第3項及び第5項の規定は、前項の返還を請求する場合に準用する。

(加算金の計算)

- 第19条 機構は、助成金が2回以上に分けて交付されている場合における加算金の計算については、返還を請求した額に相当する助成金は、最後の受領の日に受領したものとし、当該返還を請求した額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を請求した額に達するまで順次さかのぼり、それぞれの受領の日において受領したものとして行うものとする。
- 2 機構は、加算金を徴収する場合において、助成事業者の納付した金額が返還を請求した助成金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を請求した助成金の額に充てるものとする。

(延滞金の計算)

- 第20条 機構は、延滞金を徴収する場合において、返還を請求した助成金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。
- 2 前条第2項の規定は、延滞金を徴収する場合に準用する。

(成果の普及及び実用化に資する努力)

第21条 機構及び助成事業者は、助成事業による成果が生じたときはその成果の普及及び実用化に資することに努めるものとする。

(協力事項)

- 第22条 助成事業者は、次の各号に掲げる事項に協力する。
 - ー 成果に関する資料の作成
 - 二 機構が主催する成果報告会等に際しての、資料作成、出席及び発表
 - 三 助成事業及び助成金の評価に係る資料の作成、情報の提供並びにアンケート及びヒアリングへの対応

(その他必要な事項)

第23条 この規程に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、機構が 別にこれを定める。 附 則(平成21年6月22日 平成21年度規程第5号) この規程は、平成21年6月22日から施行する。

別紙

助成対象費用

下記の機械装置等費に係る減価償却費

- 1. 土木・建築工事費 プラント等の建設に必要な土木工事及び運転管理棟等の建築工事並びにこれら に付帯する電気工事等を行うのに必要な経費。
- 2. 機械装置等製作・購入費 助成事業に必要な機械装置、その他備品の製作、購入、改造等に要する経費。